

決 裁	会 長	事 務 局	
			21.12.28



## 別紙 5

建管第1222号  
令和2年(2020年)12月25日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第30回本部会議」における  
決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道内では依然として各地で集団感染が発生し、医療提供体制のひっ迫の度合いは  
厳しい状況が続いており、医療崩壊を防ぎ、感染の再拡大を招かないためにも、例年多く  
の医療機関が休診となる年末年始の過ごし方が極めて重要になります。

こうした状況を踏まえ、「感染拡大防止に向けた施策について」を改めて協力要請させて  
いただくとともに、北海道知事、札幌市長、北海道市長会長及び北海道町村会長の連名に  
より、「年末年始に向けた共同メッセージ」を発表しました。

つきましては、別添通知文により貴団体の会員に「新北海道スタイル」など感染リスク  
を低減する行動の更なる徹底に努めていただきますよう、周知について御配慮をお願いし  
ます。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知ら  
せしていますことを申し添えます。

## 記

## 1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 資料2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等
- (4) 資料3 静かな年末年始に向けた共同メッセージ

## 2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年(2020年)12月24日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第30回本部会議」に  
おける決定事項について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

当該感染症に当たっては、これまでの取組により、新規感染者数が減少傾向にあるなど、いくつかの指標で改善の兆しが見られ始めたところですが、依然として、道内各地で集団感染が発生しており、医療提供体制のひっ迫の度合いは厳しい状況が続いております。

また、例年、多くの医療機関が休診となる年末年始において、これ以上、医療機関の負担が増えると、通常の医療や救命救急が受けられなくなるおそれも生じることから、医療崩壊を防ぎ、感染の再拡大を招かないためにも、この年末年始の過ごし方が極めて重要になります。

こうした状況を踏まえ、今般、「感染拡大防止に向けた施策について」を改訂し、改めて道民の皆様にご協力要請させていただくとともに、札幌市、北海道市長会、北海道町村会、道の4者連名により、「年末年始に向けた共同メッセージ」を發出しました。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただき、感染防止対策を更に徹底いただくよう、よろしくお願ひします。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等  
～ 別添「資料2」のとおり
- 2 静かな年末年始に向けた共同メッセージ  
～ 別添「資料3」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部  
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕

# 感染拡大防止に向けた施策について

【令和2年12月24日】決定  
【令和2年12月26日】改訂

## 集中対策期間

～年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

<b>期間</b>	令和2年12月26日(土)～令和3年1月15日(金)
特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施	
<b>札幌市内</b>	
【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】	
<ul style="list-style-type: none"><li>■感染リスクを回避できない場合<ul style="list-style-type: none"><li>・不要不急の外出を控える</li><li>・市外との不要不急の往来を控える</li></ul></li><li>■感染リスクを回避する行動の徹底<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）</li><li>・「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える</li><li>・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する</li><li>・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する</li></ul></li><li>■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請<ul style="list-style-type: none"><li>・札幌市内における接待を伴う飲食店を<u>午後10時から翌午前5時まで</u>利用しない</li></ul></li></ul>	
【札幌市内の事業者の皆様への要請】	
<ul style="list-style-type: none"><li>■札幌市内の接待を伴う飲食店について、<u>営業時間を午前5時から午後10時までとすること</u>を要請</li></ul>	
※別紙1参照	
<ul style="list-style-type: none"><li>■業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>■年末年始における挨拶回りを控える</li><li>■休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検</li><li>■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底</li></ul>	

**道内全域（札幌市内を除く）**

**【道民及び道内に滞在している皆様への要請】**

- 感染リスクを回避できない場合
  - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
  - ・ 旭川市内における不要不急の外出を控える
  - ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
  - ・ 自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
  - ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
  - ・ 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
  - ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
  - ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

**【事業者の皆様への要請】**

- 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 年末年始における挨拶回りを控える
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

**特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）**

- 感染リスクを回避できない場合の例
  - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
  - 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
  - 飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など
- 体調が悪い場合の例
  - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

2

**感染拡大防止対策の更なる強化**

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
  - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
  - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
  - ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
  - ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
  - ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー
- **札幌市と連携した接待を伴う飲食店等における感染拡大防止の取組の推進**
  - ・ **接待を伴う飲食店等との意見交換、勉強会の実施**
  - ・ **すすきの観光協会との連携のもと手引書を作成**
- 感染が拡大している地域における療養体制の確保
  - ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
  - ・ 宿泊療養施設の迅速な確保
- 普及啓発等の強化
  - ・ 「集中対策期間」（12/26～1/15）の集中的な啓発広報
  - ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
  - ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
  - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
  - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
  - ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

3

# 札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

12月26日(土)～1月15日(金) (21日間)

区域	札幌市内
対象施設	接待を伴う飲食店 (風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間の短縮 ⇒営業時間は「午前5時～午後10時」</li> <li>○「業種別ガイドライン」及び「<b>新北海道スタイル</b>」 に基づく対策の徹底</li> </ul>

4

## 集団感染への迅速な対応

### 【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

### 【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

5

## 静かな年末年始に向けた共同メッセージ

この年末年始は、

- 「普段一緒にいる方」と「自宅」で過ごしましょう。
- 「普段一緒にいない方」との「会食は控えましょう」。

例年であれば、年末年始は、普段離れて暮らす家族や親戚、友人が集まって楽しく過ごすなど大切な時期です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの観点から見ると、症状が無いため、本人が感染の意識をしないまま年末年始に帰省して、ふるさとの両親や祖父母と飲食をともにすることによって、意図せず、感染を拡大させるおそれがあります。

また、現時点においても、医療提供体制に大きな負荷がかかっている中、例年、多くの医療機関が休診となる年末年始において、これ以上、医療機関等の負担が増えると、通常の医療や救命救急が受けられなくなるおそれもあります。

医療現場の負担を増やさず、私たちの医療を守るためにも、道民の皆様、道内に滞在される皆様一人ひとりが、症状が無くても「感染しているかもしれない」との危機意識を持ち、正月三が日までは、静かな年末年始としていただきますよう、ご協力をお願いします。

令和2年12月24日

北海道知事 鈴木直道  
札幌市長 秋元克広  
北海道市長会長 山口幸太郎  
北海道町村会長 棚野孝夫